

# 国際租税法研究序説——アメリカ合衆国における国際課税の当初の趣旨

廣江 健司

## 目次

- 一 はじめに
  - 二 前提的理解
    - (一) 租税システム
    - (二) 国際二重課税と、その回避
  - 三 アメリカ合衆国における国際課税の当初の趣旨  
序論
    - (一) Thomas S. Adams の序論
    - (二) 国際課税の本質的ジレンマ
    - (三) 国際取引の準拠する合衆国租税法の「当初の趣旨」
    - (四) 国際連盟のモデル所得税条約
    - (五) 国際租税政策についての Adams の「当初の趣旨」からの教示
- 結論

## 四 結びに代えて

一 はじめに

日本において、「国際的経済活動に対する課税を国際課税(international taxation)といい、国際課税に関する法を国際租税法(international tax law)というが、国際租税法の研究は、最近、急速に重要性を増しつつある」と認識され、「国際租税法において最も重要な分野は、法人および個人の所得に対する課税(所得課税)の分野である」と理解されている<sup>1)</sup>。

そして、「今日の国際課税の骨格は、一九二三年の国際連盟報告書において既に示されている」と指摘されるけれども、当時からの変化として、多国籍企業の国際経済において占める支配的地位と、そこでの無形資産の重要な役割、多国籍企業への国際投資を挙げ、これらが「国際課税の前提を掘り崩し」て、居住地の操作、源泉地の不確定、租税条約の濫用(いわゆる「条約漁り(treaty shopping)」)と軽課税国(いわゆる「タックス・ヘイブン(tax haven)」)の利用、負担軽減の構図といった新たな問題を提起している、と理解されている<sup>2)</sup>。

ところで、通信技術の革新によって世界は狭くなっており、サイバースペース(cyberspace)においては、国際裁判管轄、準拠法選定といった国際私法問題も特別に考察する必要があるとも認識されており、主権の性質、属地性の機能も新たに問われるようになってきている<sup>3)</sup>。国際課税の観点から、そこでは、所得を特定の地理的な所在地に連結するという伝統的な源泉という概念を適用することには無理があるとも考えられよう。そうすると、源泉地国課税は、その論理的根拠を失い、かつ、電子通商によって時代遅れになるとも考えられよう。こうした時代の到来とともに、国際租税法の研究は、急速に重要になりつつあり、しかも、それは国際私法理論を基礎とする国際取引法理論の一環として従来のそれらの法理論の延長線上で考えられるのか、それとも新たな法理論を構築する必要があるのかと

いつた点も、緊急の課題であらう。

本稿は、こうした認識ないし理解さらに課題のもとで、國際租税法研究序説として、アメリカ合衆国における國際課税の当初の趣旨を記述することによつて直接に歴史的記録を提示し、かつ、そこから得られた教示を記述する所説を紹介することを目的とする。この目的のために、まず、若干の前提を簡単に理解し、つぎに、その所説をその論文の構成に従つて紹介し、最後に、今後の研究のために、その所説から学び得たところをまとめておくことにする。合衆国の國際課税に関する沿革を理解しようとするのは、周知のとおり、合衆国が世界のいずれの国にも先駆けて、一九一八年の歳入法において外国税額控除の法システムを立法化したとされているからである。

なお、國際租税法に関して多くの優れた研究がすでになされていることはいうまでもない。<sup>(1)</sup>

## 二 前提的理解

### (一) 租税システム

一般に、租税システムは、次の四つの規準のもとで評価されると理解されている。<sup>(2)</sup> 第一の規準は、効率性 (efficiency) である。一般に、効率性は、いかなる範囲まで租税システムが納税者の行動に対して中立であるかまたは納税者の行動を歪曲するか、というその範囲および、いかなる範囲まで租税システムが経済成長を促進するか、というその範囲をいう。第二の規準は、公平 (equity) である。租税システムが公平 (fair) であるかどうかは、その性質によつて、主観的な問題である。公平性を判断するために納税者の担税力 (ability to pay) という觀念が援用されるけれども、この担税力に対する適切な基準に関して合意はない。さらに、公平は、いかなる範囲まで租税システムが類似に位置づけられる個人を同一に取り扱うか、というその範囲である。第三および第四の規準は、簡素および執行 (simplicity)

and administration)である。現行の所得税システムに対する一般的な批判は、それが複雑であり、納税者による租税法の遵守を困難にし、同じく、歳入当局による租税法の執行を困難にしている、というものである。いかなる範囲まで代替の租税システムが比較的容易に執行し得て、実施し得るか、というその範囲はその代案の特質に依存している。一般に、ほとんどの国はこうした租税システムを備えており、ある程度は所得に対して課税し、発展途上国においても、所得課税はほぼ普遍的であり、また、所得に対して課税する国は、外国的要素を含む取引に対して国内租税制度をなんらかの措置において適用する必要を一般に認めてきている。<sup>6)</sup>

## (二) 国際二重課税と、その回避

国際取引において、国際取引の当事者の双方がそれぞれに属する国は、その国際取引から生ずる利得について租税を徴収する権限を競合して有する。たとえば、ある自動車はA国内で製造され、A国内の居住者である売主がそれをB国内の居住者である買主に販売した、と仮定する。自動車の国際売買から生ずる収益について、A国は、その自動車の製造および売主の居住を理由として売主に対して課税する権限を請求し、B国も、買主の居住を理由として買主に対して課税する権限を請求する。ここで、国際的に「課税する権限 (taxing authority) —— ときには法律上の二重課税 (juridical double taxation) といわれる——の重複する請求は、調整の困難を惹起し得る」<sup>7)</sup>のである。すなわち、課税権の国際的な重複ないし競合という、その調整の困難な問題が提起されるのである。これは、同一の所得について、ある国が納税者の居住に基づく課税権の行使を請求し、もう一つの国が所得の源泉に基づく課税権の行使を請求するから、国際二重課税 (international double taxation) の可能性が発生するのである。さらに、国際二重課税の可能性は、二カ国の各々の国が租税を、居住者として納税者に請求するときまたは所得がその国の国内で生じていると

主張する場合にも発生する。

こうした国際二重課税に対する回避 (avoidance) については、「一般に、諸国は、法律上の二重課税を、一方的な国内立法および他国との双方向的な租税条約の双方によって解決しようと試みている」といってよい。

こうした点は、次のように理解されている。<sup>(9)</sup> 国際所得課税 (international income taxation) の観点から、租税の賦課のための管轄権の基礎および租税に服する所得を決定する必要がある。こうした点が諸国によって別に解決されるから、単一の納税者は、競合する国家管轄権 (overlapping national jurisdiction) に服することになり、同一の所得に対して国際的に二重課税または多重課税 (double or multiple taxation) という結果に当面する。課税管轄権を決定するに当たって諸国が援用する基本的な要素は、納税者の居住 (residence [または domicile とすることもある。]) および所得の源泉 (source) である。ここで、まず、課税管轄権上の争点が解決され、つぎに、課税管轄権の基礎に密接な関係を有するが、租税に服する所得を決定する必要がある。一般に、居住に基づく課税管轄権に服する納税者は、その全世界所得 (worldwide income) が租税を賦課され得る。そして、「こうした諸種のルールは、同一の所得について二重課税または多重課税を生ずるように重複することがあり得る」<sup>(10)</sup> ののである。

こうした国際二重課税を回避するための方式には、外国税額控除 (foreign tax credit) の方式と国外所得免除 (foreign income exemption) の方式とがある。たとえば、合衆国においては、内国歳入法典 (Internal Revenue Code) は、外国税額控除に関する規定において、合衆国の納税者にその外国で納付した租税についてその合衆国租税債務 (tax liabilities) から税額控除を許容することによって、国際二重課税の効果を排除または軽減している。

ところで、国際課税政策という観点から、国際二重課税の経済について理解する必要がある。この点は、次のように理解されている。<sup>(11)</sup> すなわち、効率性 (efficiency) の観点から、一般に租税システムに対する目標、とくに合衆国

の国際取引の準拠する租税法のルールに対する要請における目標は、「特定の活動を断念させることも奨励することも  
ない一連の租税の中立の (tax-neutral) のルールの実施である」と理解される。この租税の中立性 (tax neutrality)  
という概念には、国際租税の関係において、次の三つの基準がある。

第一の基準は、資本輸出の中立性 (capital-export neutrality) である。租税システムは、納税者によるその本拠国  
での投資と外国での投資との選択が租税によって影響を及ぼされない場合には、この基準に適合する。資本輸出の中  
立性は、完全競争 (perfect competition) とともに、資本の効率的配分 (efficient allocation) という結果になる。

第二の基準は、資本輸入の中立性 (capital-import neutrality) であり、対外的または競争的な中立性 (foreign or  
competitive neutrality) ともいう。租税システムは、ある市場において事業を継続して行う企業のすべてが同一の税  
率で課税されるときには、この基準に適合する。外国税額控除の方式と比較すると、国外所得免除の方式は、資本輸  
出の中立性に反する。

第三の基準は、国家の中立性 (national neutrality) である。この基準のもとで、納税者と合衆国税務当局との間で  
分配される資本についての合衆国総還元は、資本の投資が合衆国の国内であるか国外であるかを問わず、同一である。  
効率性、公平性、簡素化および執行といった規準を備える租税システム、そして、租税の中立性という観念におけ  
る資本輸出の中立性、資本輸入の中立性、国家の中立性といった基準を備えた国際租税システム、これらの総合的な  
考慮のもとにあるものとして、既述の「今日の国際課税の骨格は、一九二三年の国際連盟報告書において既に示され  
ている」との指摘を理解することができよう。

それでは、アメリカ合衆国における国際課税の当初の趣旨は、どのようなものであったのか。

三 アメリカ合衆国における國際課税の当初の趣旨

ハヅル Michael J. Graetz & Michael M. O'Hear, *The "Original Intent" of U.S. International Taxation*, 46 Duke L.J. 1021-1109 (1997) 論文の内容を紹介する。この論文は、序論、五つの章、結論によつて構成されている。なほ、この論文は、Michael J. Graetz (Justus S. Hotchkiss Professor of Law, Yale Law School) と Michael M. O'Hear (J.D. 1996, Yale University) によつて執筆されたものであるが、本稿ではこれを「筆者」と記す。また、本稿で原文から引用するときはその頁数を記す。この論文の引用する資料の原文は参照していない。筆者は、この論文において、次のように記述している。

「一九二三年レポートを租税条約の根源 (fountainhead) として特徴づけることは、その沿革の大部分を理解し損なうことになる。一九二〇年代についての伝統的な解説は、先行する合衆国租税法、國際商業會議所の成果およびその後の國際連盟の専門事項専門家委員會の果たした役割という従来例を控え目に述べている。さらに、それは、國際連盟の最初のモデル条約に先行して締結された租税条約について、そうした租税条約の多くが一九二三年レポートに先行するのであるが、その影響を見落としてゐる。」(一〇七九頁)

この記述はもとより租税条約の沿革についての一つの解釈にすぎないであろうが、本稿は、この視点から、この論文の内容を紹介することにする。

序論 筆者は、「序論」として、以下のように記述する(一〇二頁—二八頁)。

アメリカ合衆国において、一九一三年二月二五日に施行された合衆國憲法修正第一六条は、連邦議會に所得の源泉がいかなるものに起源を有していてもその所得に対して課税することを許容し、同年一〇月三日に、連邦議會は、個

人および法人の純所得に対する課税を承認した。その後、合衆国の国際所得課税制度は、一九一九年ないし一九二八年の間に明確にされた。筆者は、合衆国が「一九一八年の歳入法において、世界のいずれの国にも先駆けて、合衆国の市民または居住者に対して合衆国国外において有した所得に対して外国政府に納付した租税について合衆国の所得からの税額控除 (credit) を立法化した」と記述し、「一九二一年の歳入法は、第一次世界大戦後の最初の主要な租税法化であって、納税者の総合外国税額控除額がその納税者の国外源泉所得に対する合衆国租税債務の総額を超過し得ないことを確保するために、この外国税額控除に対する制限を導入した」と記述する(一〇二二頁)。そして、これらの立法について、筆者は、次のように記述する。

「外国税額控除の詳細は変更してきたのであり、しかも、外国税額控除に対する制限を確定するための方法論は時により変化してきたけれども、こうした二つの規定は、依然として、合衆国の市民および居住者が国外において有する所得に対して課税する合衆国法の中核 (linchpin) を構成している。」(一〇二二頁—二二三頁)

数年後の一九二八年に、国際連盟は、国際的な所得に対する二重課税について相互主義に基づく軽減 (reciprocal relief) のための二国間所得税条約に関するモデル草案 (draft model bilateral income tax treaty) を公表した。これについて、筆者は、次のように記述する。

「今日でも、国際連盟のモデルは、経済協力開発機構 (OECD)、国際連合および合衆国のそれぞれのモデル所得税条約の基盤として依然として寄与している。条約の条項が比較的複雑になつてきており、注釈が比較的詳細になつてきており、若干の明白な抜け穴が閉ざされてきているけれども、主要な工業国のほとんどすべて——OECD

加盟国——は、国際連盟の一九二八年モデルに基づいてお互に二国間租税条約を締結している。実際に、国際連盟の一九二八年のモデル条約において約七〇年前に宣言された国際所得課税に関する基本構造は、世界中で現在



発効している一二〇〇以上の二国間租税条約に対する共通の基盤を構成している。」(一〇二三頁)

これまでの世界經濟の變化にもかかわらず、一九二〇年代に系統的に計画された國際租税制度は、顯著に完全なまま存続しており、國際取引の準拠する現行の合衆國租税法は、一九二〇年代の租税実務家に衝撃を与えるであらうし、二国間所得税条約の國際的なネットワークは、國際連盟の一九二八年のモデル条約の起草者がこれを想定していたというわけでもないであらうし、一九二〇年代の政策形成者も、今日の世界經濟の統合または資本の國際的な流れ(inter-national capital flows)の拡張を予測し得てはいなかつたであらう。しかし、筆者は、次のように記述する。

「一九二八年のモデル条約および一九二〇年代の合衆國の國際租税法の双方の基本構造は、今日の國際取引に係る所得税の帰結を規律する。」(一〇二四頁)

それでも、NAFTAのような地域貿易ブロックやEU・ECのような經濟統合の出現、有価証券による投資(portfolio investment)や金融派生商品(derivatives)の國際的拡張、多国籍企業の國際事業活動によって、國際租税システムそのものが古くなつてきている。筆者は、次のように記述する。

「七〇年前に設定された國際所得課税システムは、資本の國際的な流れにおける広範な拡張を示しており、それどころか、それを促進した。それゆえに、これは、その変更に対する最近の熱心な要求によって、國際課税に係るこの顯著に安定かつ成功しているシステムの創始者が留意したものを考察するために回顧する好都合の時期にきている。驚くべきことに、これはこれまでまったくなされてきていない。」(一〇二六頁)

そして、筆者は、この論文の目的について、次のように記述する。

「ここで、我々は、國際所得課税という合衆國のシステムの『当初の趣旨(original intent)』を記述することによって直接に歴史的記録を提示すべく努力する。このプロジェクトは、いくつかの目的に資する。現代の國際租

税制度を形成するに当たって核心となる役割がコロンビア大学の経済学者であった Edwin R.A. Seligman の指揮のもとで四人のエコノミストが国際連盟に対して準備した一九二三年レポートにあるとする——我々は誤ってそれにあるとするという——ことは一般的になつてきている。沿革に関するこの解釈は、一九二三年レポートの果たした役割を誇張して述べ、そうするに当たって、それは源泉地国を犠牲にして居住地国の租税請求の相対的な歴史的重要性についての現代の政策分析を誤つて導く。我々の分析は、合衆国の国際課税政策の当初の形成においてウイスコンシン大学およびイェール大学の経済学の教授であつて、しかも、決定的には、この時期に重要な財務省租税顧問であつた Thomas Sewall Adams が果たした中心的役割を明らかにすることから始める。国際課税に係る合衆国システムの創始者が在つたとすれば、それは、T.S. Adams であつた。」(二〇二七頁)

連邦議会が大部分は Adams の指示で定めた国際租税法準則 (international tax rule) ——とくに、外国税額控除——は、アメリカ人に国内投資か対外投資かを選択させるに当たつて既存の差異を少なくしたけれども、そうした投資について無関心にさせることによつて全世界的な経済的有効性 (worldwide economic efficiency) という目標を促進するために措定された。そして、筆者は、次のように記述する。

「今日では一般に合衆国の国際租税制度をエコノミストおよび法律家の双方が『全世界の効率性 (worldwide efficiency)』または『資本輸出の中立性』という意図的政策——合衆国居住者の投資が国内であるか国外であるかを問わず、合衆国居住者に対して同一に課税するという政策——によるものとすることは、T.S. Adams が提示した当初の卓越および源泉に基づく課税に対する合衆国の国際租税制度を見過ごしている。」(二〇二七頁—二八頁)

国際所得課税の方法に関する Adams の示した目的、理由付けおよび理解は、合衆国の国際課税の当初の趣旨を明

確にするばかりでなく、今日の國際租税政策に関する現代のエコノミストの考えるコンセンサスのある見解について反対の見解をも提示する。そして、筆者は、次のように記述する。

「二〇世紀の初頭に合衆国の國際租税政策を形成するに当たつて採つた Adams の態度を注意深くみると、中間の年代に発生した世界經濟の變化の性質および範圍にもかかわらず、そのことは今世紀末にこの国の國際租税政策を再評価するための有益な教示を提供する。」(一〇二八頁)

(1) Thomas S. Adams について

筆者は、「ともあれ、Thomas S. Adams とはいかなる人物であつたのか」として、以下のように記述する(一〇二八頁—一三三頁)。

Thomas Sewall Adams は、一八七三年二月二十九日にメアリランド州パルティモアで出生し、一八九九年にジョン・ホップキンス大学で經濟学の Ph.D. を取得した。彼には、經濟学の教科書 *OUTLINES OF ECONOMICS* (1908) および体系書 *LABOR PROBLEMS* (1905) (いずれも共著)がある。しかし、彼は、研究業績よりも租税政策、とくに所得税についての初期の租税政策を形成するに当たつて果たした役割についてよく知られている。

彼は、まず、一九〇一年から一九一五年まで、ウイスコンシン大学の經濟学の教授であつたが、他州の所得税法および一九一三年連邦所得税法のモデルとなつたウイスコンシン州所得税法の起草に助力した。つぎに、彼は、一九一六年から一九三三年に死亡するまで、イェール大学の經濟学の教授であつたが、一九一六年にはニュー・ヨーク州の最初の所得税法を起草した。さらに、彼は、一九一七年から一九三三年まで、ウイルソン大統領によつて財務省租税主任顧問に任命され、一九二三年から一九三三年まで國際租税条約の發展に関与して合衆国の関連の広報官等を務め

た。その間、彼は、一九二三年に全国租税協会、一九二七年にアメリカ経済協会のそれぞれ会長をも務めた。これらに対して、筆者は、彼が死亡した一九三三年にコロンビア大学の学者が寄せた賛辞を、次のように紹介する。

『Adams は、政治学の学者であったとしたら、輝かしい例であろう。……。実際に、彼はほとんど論文を書かなかつたが、彼の書いた論文のすべては示唆に富むものであった。しかしながら、彼の最も偉大な資質は彼の行政治手腕であり、しかも、意見の抵触する迷路のまっただ中を縫うように進んで成功し、広報官に対する相談役としての価値を果たした彼の実務的な常識であった。』(一〇三二頁)

彼は、国際課税の準拠する合衆国租税法および二国間租税条約に対する当初のモデルの双方の基本構造を適切に構築することに成功し、その二つの構造の構築は、それ以降の合衆国課税を規律してきている。最後に、筆者は、次のように記述する。

「多数の事例におけるアメリカの公共政策の初期の形成は、少数の指導的な人々の果たした特別の能力と役割に依存した。そうした事例のいずれにおいても、こうした指導者は、立案および実施の双方の達人であった。……。アメリカの公共政策を明確にするに当たって果たした創造者についても、さらにそうした者が果たした決定的な役割についてもほとんど知られていない。T.S. Adams は、そのような者であり、課税の分野における『予言者 (prophet)』であった。」(一〇三三頁)

(二) 国際課税の本質的ジレンマ

筆者は、「国際課税の本質的ジレンマ」として、以下のように記述する(一〇三三頁—四二頁)。

過去七〇年間の世界経済の変遷にもかかわらず、所得税の幼年期における国際課税についての本質的ジレンマは変

化していない。ある国において他国の居住者が所得を有するときには、所得の所在する国（源泉地国 (source country)）および所得を有する者が居住する国（居住地国 (residence country)）の双方は、その所得に対して課税する請求権 (claim to tax) を有する。國際租税法準則は、居住地国および源泉地国の双方が課税する権限 (taxing power) を行使するときの結果である二重課税を回避するために、居住地国と源泉地国との請求権の競合を解決することを任務とする。資本輸出国と資本輸入国とは、抵触する財政的利益を有する。すなわち、資本輸入国は、源泉に対する課税から最大のものを調達し、資本輸出国は、居住者に対する課税から最大のものを調達する。國際的な合意が欠缺する場合には、居住地国は、源泉地国の一方的な措置を制限することはできない。

一九二〇年代に合衆国が採った解決策は依然として安定しているけれども、財務省の見解は實質的には変化してきている。筆者は、財務省の 1977 *Blueprints for Basic Tax Reform* から、次のように引用する。

『所得の國際的な流れに対する課税について、基本的に典型的な二つのアプローチがある。第一は、居住の原則であり、そのもとで、いずれの地で所得を有する場合でも、すべての所得が納税者の居住地国の法に準拠して明確にされて課税されるであろう。第二の典型は、源泉の原則であり、そのもとで、納税者に対してその居住に関わらずその所得を有する一国または複数国の法に準拠して租税を納付するように要求するであろう。』『多くの考慮に基づいて、確立すべき比較的好ましい原則としては居住の原則が指摘される。第一に、純価値における消費プラス交換としての所得の概念は、受取の地理的起源に基づく区別が適切でないということを意味する。この定義によれば、所得は、場所の帰属ではなく、個人の帰属である。第二に、金融サービスの所有者がその提供する金融サービスよりも國際的に移動し得ることがかなり少ない場合には、居住によって課される租税における諸国間での相違は、金融の使用の場所の間での租税の相違に比べて少ない配分の効果を有するであろう。第三に、累

進所得税の利用によって表される所得の再配分の目的は、国が居住者の全所得について課税すべきであることを意味する。所得配分という通常概念は、所得源泉を基礎としては定義し得ない。『こうした理由のために、モデル・プランは、長期的な目標として合衆国が居住の原則による課税という世界的システムを採すべきである、と勧告する。』(一〇三四頁)

さらに、筆者は、財務省が一九九六年に居住に基づく課税の優先を繰り返して宣言したところを、次のように引用する。

『合衆国は、ほとんどの国と同様に、源泉の原則および居住の原則の双方に基づく租税に対して管轄権を請求する。しかしながら、二重課税が回避され得る場合には、一方の原則は他方の原則に譲らなければならない。それゆえに、諸国は、租税条約によって、居住に基づく課税権をより十分に行使するために外国人たる納税者に対して源泉に基づく課税権を制限する傾向にある。』(一〇三五頁)

こうした叙述の双方において、財務省は、国際連盟への一九二三年レポートで表明された *Seigman* の見解を反映しており、それは、源泉に基づく課税が納税者の担税力に基づくものではないから、源泉に基づく課税を不当なものとの見解を採っている。これに対して、*Adams* は、居住の優先を確信しなかったのであり、居住者が資本を供給した国(居住地国)に対する所得の所在した国(源泉地国)の請求の優先について明確であった。彼は、源泉に基づく課税を原則および執行的便宜の双方から支持した。筆者は、彼の『所得税は現実的には二重の事物である。すなわち、第一に、個人の担税力におおよそは応じて徴収される個人に基づくものであり、第二に、所得を有する地での所得に基づくものである』との見解を引用する(一〇三六頁)。さらに、筆者は、彼の『行政的および道徳的な立場』から事業税に対する正当性についての叙述を、次のように引用する。

『政府のコストの大部分は、適切な事業環境を維持する必要に起因し得る。』『事業は、裁判所、警察、消防署、陸軍および海軍を占めるかなりの職務に対して責任を負っている。新規の事業は、新しい職務を生み出し、さらに公共の歳出を必要とする。』『民間の事業と政府のコストとの間の関連性はあいまいなものである。』『しかしながら、その関連は現実的なものである。』『市場を維持することが経費を要し、かつ、そうした必要経費がある点ではその市場の便益を享受する者のすべてに配分されるべきであるから、事業は課税されるべきである。』(一〇三六頁)

筆者は、国家が『国家の維持する公共の経費または事業環境が部分的に生み出している利益に対する……優先的な請求権』を享受する権限を与えられるという彼の主張に加えて、次のように引用する。

『所得は、所得が支出されるもとにある条件によつてではなく、所得を有するもとにある条件によつて決定される税率および方法で、所得を有する場所である程度は課税されなければならない。』『法人その他の事業団体は、それらが事業を行う法域において、便益を享受し、団体として相互に競争する。』(一〇三七頁)

究極的に、源泉地国が民間企業に提供する便益によつて源泉に基づく課税が正当化されるという Adams の見解に加えて、経済的な自己の利益 (economic self-interest) の権力に対する彼の尊重と実務的かつ長期的に安定し得る解決策に対する彼の主張は、居住地国課税に対する源泉地国課税の優先を説明するのに役に立つ。筆者は、彼の『すべての国は、自国の範囲内における源泉から生ずる所得を有する外国人たる非居住者に対して課税することを主張し、正当に課税し、少なくとも当然に課税する』との断言を引用し(一〇三七頁)、また、彼の『長期的に、事業の団体または源泉は、公共の財務に対して個人よりもより多額の歳入を生み出しているであろう。そして、所得を有する場所は、人の在る法域よりも多額の歳入を引き出すであろう』との主張を引用する(一〇三八頁)。彼は、事業所得に対して課税

するに当たって、源泉に基づく課税を居住に基づく課税よりもより効果的であるとの見解であった。彼は、外国での自国の事業の競争力を妨げるとして、居住課税国をその国に対して肯定的な不利益を課すものとの見解であった。

Adams の源泉に対する優先には、否定的な側面もあった。彼は、合衆国が国内源泉所得課税に対する権限を犠牲にされてはならない、と主張した。これによって、彼は、一九二一年に外国税額控除に対する制限を求めることになり、したがって、合衆国の居住者は国内所得に対する合衆国税を相殺するために、その税額控除を援用することはできないであろう。

Adams は、「二重課税の場合に居住を源泉の後順位にすべきであると主張したけれども、居住に基づく課税を完全に否定したのではない。彼は、居住を源泉に基づく課税に対する安全装置 (Backstop) であるとの見解を採っており、それは、なぜ彼が国外源泉所得免除よりもむしろ外国税額控除を一般に支持したかである。彼の見解において、安全装置としての居住に基づく課税の必要は、租税回避に対する彼の関心にあったのである。彼は、居住に基づく課税の価値を累進所得税率を保護するための手段として考えたのであり、『累進的に課税する意思』を『限定された分野の範囲内においては健全で十分な目標であるが、しかし、システムとして考えられる租税システムの複雑な目的および目標に対しては役に立たない代替物』と特徴づけて、所得税を『富の再配分に対する積極的に有害な影響を及ぼす租税の代替物』と結論した、と筆者は分析する(一〇三九頁)。彼は、累進課税が外国税額控除を通じて居住地国によって最も適切に処理される、と考えたのである。

最後に、筆者は、次のように記述する。

「居住に基づく課税が安全装置として果たす有効な役割をもっているとの Adams の見解にもかわらず、Adams が源泉に基づく課税に第一次的な意義を与えたことは完全に明白である。Adams の同時代人は Adams



の第一次的な考案である外国税額控除が居住に基づく課税の卓越の拒否である、と認めた。合衆国は、世界大戦中に、Adams の指揮の結果として、居住地国が所得に対して課税する第一次的な請求権を有すべきであるとは、……、主張しなかつた。Edwin Seligman は、アメリカのアプローチを純粹に居住に基づく課税の『極端な正反對のもの』と記述した。したがつて、合衆国の國際租税制度が居住に基づく課税を優先しているという現代の主張は、その当初の趣旨の——継続 (continuation) ではなく——放棄 (repudiation) と理解されるべきである。」(一〇四〇頁—四一頁)

(三) 國際取引の準拠する合衆国租税法の「当初の趣旨」

筆者は、「國際取引の準拠する合衆国租税法の『当初の趣旨』として、以下のように記述する(一〇四一頁—六五頁)。  
合衆国租税法は、一九一三年ないし一九一八年の所得税の初期の時代に、外国政府に納付した租税についての所得控除 (deduction) のみを許容した。一九一八年の歳入法が初めて、外国政府に納付した外国租税についての合衆国租税の直接の相殺 (offset)、すなわち、外国税額控除 (Foreign tax credit) を規定した。筆者は、次のように記述する。  
「そのような觀念について当時は議論がなかつたけれども、今日のエコノミストは、外国税額の所得控除のみをともなう全世界所得に対して課税するシステムが『国家の中立性』と呼ぶものを促進するとの見解を採っている。これは、合衆国に在る者の有する純益すべてに対してもう一つの国が課税するかどうかに関わりなく、それが同一のものに対して課税されるという趣旨で一つの型の中立性であるけれども、こう呼ぶのはある誤解を招く恐れがある。この關係で『国家の中立性』が意味するのは、合衆国租税政策が平等に生産的な対外投資よりも合衆国投資を支持すべきであるということである。国家の中立性は、合衆国財務省が歳入を確保するから、国内投資を

より適切なものとみる。」(一〇四二頁—四二三頁)

そのような政策は、外国租税を外国において合衆国資本を投資するコストとして取り扱い、外国租税に所得税の課税標準 (taxable income) を考慮することで、つまり所得に係る他のコストに対すると同様の取扱いで所得控除されることを許容する。

外国所得税の控除を許容する国家の中立性がその独自の観点で失敗するようになってきているという主張は、全世界的な経済的有効性が国家の安寧よりもより価値があるという主張から外国政府の可能な対応を考慮に入れるときには、少なくとも長期的には合衆国の投資を優先する合衆国租税政策が失敗するであろうという主張へ変化する。これによって、目標を超えた標準的な論争から結果についての経験的な主張へ、さらに、合衆国の利益が全世界的な経済的有効性を助長するように立案された国際租税制度によって最も適切に促進されるであろうという主張へ、行政的論争が変化している。

筆者は、ここで、第一に、一九一八年の歳入法——外国税額控除の立法化、第二に、一九二一年法——外国税額控除の制限および明確なソース・ルール (source rule) の立法化、第三に、一九二一年法の外国の取引業者および持株会社に関する規定——国外源泉所得の免除、という三つの項目を立てて検討する。

第一に、「一九一八年の歳入法——外国税額控除の立法化」について、筆者は、以下のように記述する (一〇四三頁—五四頁)。

外国租税に対する所得控除の立法化が一九一三年に国家の中立性について議論することなく生じたように、この控除から一九一八年における外国税額控除への移行は、「全世界の効率性」または「資本輸出の中立性」を支持するために合衆国の租税政策を変更すべき行政的決定を経ないで生じた。筆者は、次のように記述する。

「この増税の機会は、Adams が外国税額控除を國際租税法政策に対して最初に忍耐強く寄与することに成功した古い時代であった。しかし、合衆国がその市民の全世界所得に対して課税することを主張したから、一九一八年よりも前の調整は、国外源泉所得が本国でも外国でも課税に十分に服するとともに、二重課税の方式を許容した。アメリカの所得税が最初に規定された一九一三年には税率は低く、この二重課税は、比較的範囲の狭い不法妨害 (nuisance) であつたのであろう。しかしながら、一九一八年に、世界が戦争状態にあり、かつ、税率が地球規模で急速に暴騰しており、國際二重課税は、外国において事業を継続して行かうかまたは投資を行うアメリカ人にとつてかなり重大な負担となつていた。」(一〇四頁—四五頁)

この關係において、Adams は、一九一八年の歳入法において「最も顕著な出発の一つ」と記述した外国税額控除を提示した。外国税額控除のもとで、アメリカ人は、他国に納付した税額に代えてアメリカの税額に対して税額控除を請求することができた。これは、その当時にとっては極端に好意的な措置であるものを提示した。すなわち、合衆国は、合衆国の居住者および市民の二重課税を軽減するコストに対して唯一の責任を負つていた。Seligman は、「合衆国は他国に対して歳入というプレゼントをしている」と述べたが、Adams は、「連邦議会に、我々が連邦所得税に、いわゆる納付された外国税額に対する税額控除を含めることによつて……公平 (equities) を認めるべきである」と提案した、と筆者は引用する(一〇四五頁—四六頁)。これはほとんど反対されることなく、一九一九年に法律となつた。筆者は、「外国税額控除は一九一八年の歳入法の一部であつて、その法律が一九一九年に制定されたから、誤解して名称を付された」と記述する(一〇四七頁注一〇五)。筆者は、彼の「立法府との私の経験において、私は、立法府が他のいかなるスローガンとかアピールをもつてよりも、二重課税を排除または防止するという名目で課税における公平および正義のためにより一層成し遂げることができ、と認めた」というその後の観測を引用する(一〇四七頁)。

筆者は、「Adams は、本当は、二重課税が彼の公正 (fairness) というセンスに反するから、それに反対した」と記述して、彼の見解を、次のように引用する。

『一人の納税者が二度も課税されており、しかるに他方で、類似の事情に在る大多数の者が一度だけ課税されている場合において同じ租税について他の事情が平等であるときには、立法者ができるとすれば是正すべきなにか不法または不公平であるものがなされている、ということを確認するものが立法者意思にある。』(一〇四八頁)

Adams は、二重課税の問題を経済的有効性の争点としてではなく、不快な差別 (invidious discrimination) の事項として立案した。彼は、この差別を惹起する究極の原因を居住地国と明定し、『外国政府によるよりも納税者の本国政府によってより一層に、不当な変形 (unjust variety) という二重課税が納税者に賦課される』と主張した(一〇四八頁)。筆者は、彼の見解を、次のように引用する。

『すべての国は、自国内の源泉で所得を有する非居住者たる外国人に対して課税することを主張し、そうすることは正当であり、少なくとも不可避的である。そこで、その時が到来すると、本拠国の市民は、国外において必然的に投資して国外源泉において所得を有する。この事情において、一定水準の国は、国外源泉での所得に係る適切な所得免除に対する自国の市民の権利を認めることを拒否する。その国は、自国の市民または国民が国外源泉で所得を有するときには、国外においては必然的に課税されるということを確認することを……拒否する。』(一〇四八頁)

外国における課税の予測可能性および正当性を与件とすると、彼の見解において、居住地国は、国外源泉所得に対するそれ以上の租税を徴収することによってその納税者に損害を被らせ、それによって国外で所得を有する居住者に対して不公平に差別することになる。

さらに、彼は、アメリカの繁栄の大部分が国外におけるアメリカ人事業の競争力に依存する、と考えた。筆者は、彼の提示した外国税額控除システムを Mitchell Carroll が特徴づけたところを、次のように引用する。

『アメリカの税額控除システムは、豊かな国であつて、その対外貿易の拡大を奨励することを希望し、かつ、自国の市民または居住者に対して二重課税からの軽減を与える意思のあるその豊かな国にとつて理想的である。』  
 『合衆国は、実際にその市民に対して——外国に進出して取引を行うように——奨励する。外国において収益に係る租税を納付しなければならない場合には、納税明細書を提示せよ、そうすれば、減税しよう。』(一〇五〇頁)  
 Adams は、一九二一年の歳入法においてその提示した若干の改正案がアメリカ人事業の競争力に留意していないことを明らかにし、そして、これと類似の関心事を租税条約をめぐる作業に移行させた。彼は、アメリカ人たる事業者が公平な条件で国際二重課税の負担から保護する租税条約の便益を受ける外国人たる事業者と競争することができると考えた。

第二に、「一九二二年法——外国税額控除の制限および明確なソース・ルールの立法化」について、筆者は、以下のように記述する(一〇五四頁—一〇五九頁)。

今日まで存続する国際租税制度の最も顕著な点として、合衆国は、合衆国源泉所得について非居住者に対して課税し、全世界所得について居住者および市民に対して課税するが、しかし、後者には二重課税を軽減するために外国において納付された所得税について税額控除をもつて合衆国租税債務を相殺することを許容する。一九二一年の歳入法は、この基本構造を存続させたけれども、Adams は、そのメカニズムに対する有意義な改善を主張した。その改善のうちで最も重要な点は、外国税額控除に対する制限であつた。

当初に立案された外国税額控除システムによれば、外国において實質的に投資を行うアメリカ人は、とくにその投

資が高課税国において行われた場合には、合衆国へのその税額全額を控除される。外国税額控除のそのような無制限の様子は、そうした制度のもとで、いずれの国において投資を行うかについての決定が外国税率が国内税率よりも高いつきでさえも、租税支払い前の税率を比較することにのみよるから、資本輸出の中立性の原則を促進する。Adams は、一九二一年における無制限の外国税額控除を「濫用 (abuse)」の可能性を生み出すものと考えた。彼の見解の正当性について、筆者は、無制限の外国税額控除が『この……重大な濫用に服する。外国税額が我々の税額よりも高い場合には、その税額控除は、この国に相当に属する税額を相殺することができる』と彼の記述を引用する(一〇五五頁)。そして、彼は、現行の「一括制限 (overall limitation)」を主張し、立法府がこれを制定した。すなわち、外国税額控除の対象額は、国外源泉から生ずる納税者の総所得の割合に等しい納税者の合衆国税債務全額の割合に制限された。一九二一年の外国税額控除の制限は基本的に、合衆国源泉所得について租税を徴収する合衆国の権限を保護することを目的としたが、しかし、さらに、その制限は、合衆国居住者の投資決定に対して影響を及ぼした。すなわち、対外投資をすで行っている者にとつて、高課税国と軽課税国とに外国租税の制限を均分することは、軽課税国における投資に対して、合衆国税を相殺するという方法として高課税国の外国租税に対して均分するから利便を生み出すことがあるうし、高課税国における投資に対しては、軽課税国における投資に起因して制限が至らないであろうから無関心を生み出すことがあるう。

さらに、Adams は、一九二一年の歳入法において明確なソース・ルールの確立を要求した。国内源泉所得と国外源泉所得との区別は、合衆国の国際租税システムの中心的な要素となっていた。それは、外国人が課税され得る対象となる合衆国源泉所得とアメリカ人が外国税額控除を請求することのできる国外源泉所得とを確定することを要求した。筆者は、彼の記述を、次のように引用する。

『アーカンソー州に独自の森林地を所有するイギリス法人はそこで木材を伐採し、材木に大まかに製材し、それを大まかな家具の形にして、スコットランドにおいて製造の最終プロセスを完了し、そして、それをロンドンから販売するとすると、それは、同州では収益をまったくあげないとみられるであろう。現行法は、この効果に対するものである——たとえば、カナダ法人がここで、工場を設立し、最終的な販売を除くほか、事業取引のすべてを行い得ると、その所得は販売地に追隨するであろう。

そのすべての危険は、希望する地ではどこでも販売を完成することが制限内で可能であるということである。国外であると国内であることを問わず、希望する地ではどこでも、しばしば自己の選択で、売買契約を締結することができる。』(一〇五七頁)

そこで、こうした所得を単純なルールよりも、相対的な負担部分をより正確に反映する方法で国外源泉と国内源泉との間で配分する規則が公布された。

さらに、Adams は、利子所得、事業所得に加えて、不動産、知的財産、人的役務および配当から生ずる所得の準拠する完全なソース・ルールを提案し、これが制定された。そして、彼の見解は、モデル所得租税条約のソース・ルールにも影響を及ぼした。

第三に、「一九二一年法の外国の取引業者および持株会社に関する規定——国外源泉所得の免除」について、筆者は、以下のように記述する(一〇五九頁—六五頁)。

こうした外国税額控除のメカニズムは、一方で、源泉に基づく課税を実効的に優先させたが、他方で、居住に基づく課税をも安全装置(backstop)として留めた。この居住に基づく安全装置は、外国タックス・ヘイブン(Foreign tax haven)から生ずる所得を有するかまたは国外源泉所得についての外国租税を脱税するように経営管理する納税者の

みに関連があつた。筆者は、次のように記述する。

「所得課税の初期の時代においてさえ、法人の形態が居住に基づく課税を回避するために容易に処理され得たし、処理されたであろうということが経験によつて判明した。一九二〇年代において、そのような回避は、居住の安全装置を妨げるばかりでなく、アメリカの威信および経済力に対する脅威と考えられた。すなわち、外国において成功したアメリカの事業者の多くは、外国企業に究極的には形態を変更することがあろう。さらに、合衆国において設立されて存続するアメリカの事業者は、いかなる国内課税についても国外源泉所得のすべてを所得免除する国からの外国企業との競争において不利な条件のもとにある、と主張した。」(一〇六〇頁)

Adams は、関連する法人がその組み合わせられた租税負担を軽減するために法人内部価格 (intercompany price) を処理する可能性に関心があつた。筆者は、彼の記述を、次のように引用する。

「現在、子会社を設立してその収益を諸処に移転することは可能である——そして、私は、その諸策が徐々に利用されていることを心配している。子会社が外国法人である場合には、収益をその子会社に移転することができ。換言すれば、製品をその子会社に人為的に高価で販売することによつてである。」(一〇六〇頁—一〇六一頁)

彼は、法人形態および法人内部価格の双方に対して、外国取引者 (foreign trader) および外国取引法人 (foreign trade corporation) と呼んでいた特定の納税者については居住の安全装置を廃止することを提案した。こうした納税者は、その合衆国源泉所得に対してのみ課税される。彼は、積極的〔能動的〕事業所得 (active business income) と消極的〔受動的〕所得 (passive income) との区別を認めて、外国取引者の規定から国外における積極的投資を明示に排除した。しかし、連邦議会は、外国取引者の規定を合衆国の領有地で営業している事業者に対する特別の所得免除に修正した妥協の措置を講じた。



今日では、エコノミストは、国外源泉所得免除システムを資本輸入の中立性を促進するものと考えている。しかし、国外源泉所得免除方式と外国税額控除方式との区別は誇張される傾向にある。まず、前者の方式を備える国は、外国において同程度に課税される場合にのみ、国外源泉所得を免除する。これに加えて、いわゆる累進所得免除システムを備える国もあり、ここでは累進税率構造において租税を査定するに当たつて免除所得を考慮に入れる。合衆国のシステムは、資本輸入の中立性を促進するように立案された制度の重要な要因を備えている。外国税額控除に対する一括の制限に固有の国を越えて平均化することは、合衆国よりも高い税率を備える法域においてすでに投資を行つてゐる法人にとつてより低い税率を備えている外国において投資を行うことを不利益にすることがある。それに加えて、对外投资が合衆国親会社の外国子会社によつてなされる場合には、その子会社の稼働所得がその親会社に配当として送金されるまでは、合衆国税は賦課されない。そのときには、合衆国は、外国政府に納付された租税について税額控除を許容する。筆者は、諸国の異なつたシステムについての最近の調査の結論を、次のように引用する。

『所得免除のテクニクは、税額控除のアプローチと対照して検討されることがしばしばあるけれども、現実の運用において、二重課税を排除するというその二つの方法は、完全に類似する結果を生み出すことがしばしばある。』(一〇六五頁)

Adams は、国外源泉所得免除方式を支持して、外国税額控除方式から離脱しようと試みたが、それは限定的な成功であつた。筆者は、次のように記述し、あわせて彼の記述を引用する。

「実際に Adams は、事業課税に対する管轄権がその性質により源泉に基づくものであるが、しかるに他方で、個人所得に対する管轄権が居住に基づくものであり得るであろう、と考えた。すなわち『個人所得税は、個人の消費能力において個人に帰属し、その者の居住する地で納付される。しかるに、事業所得税は、所得を有する地

でその生産能力または商事能力において人がこれを納付する。」(一〇六五頁)

一九二一年の歳入法は、財務省主席広報官としての Adams の最後のものであって、同法律案の可決とともに、国際課税に関する彼の仕事は、国内立法から国際条約へと移行した。

#### (四) 国際連盟のモデル所得税条約

筆者は、ここで、「国際連盟のモデル所得税条約」に関して、第一に、租税条約の経過の初期——国際商業会議所、第二に、希望の光が国際連盟に推移する、という二つの項目を立てて、以下のように検討する(二〇六六頁—八九頁)。

第一に、「租税条約の経過の初期——国際商業会議所」について、筆者は、以下のように記述する(二〇六六頁—七四頁)。

現代の OECD モデル租税条約は、一九二〇年代に発展した国際連盟モデル租税条約の直系であり、国際連盟の成果のルーツは国際商業会議所の成果にある、と指摘されている。Adams は、国際商業会議所の二重課税委員会の委員であり、重要な役割を果たした。国際商業会議所は、一九二〇年に、個人または法人が同一の所得について二カ国以上で租税を納付するよう強制されることを防止するために、加盟国の政府間での迅速な合意を求め、納付された租税と本国租税との区別を請求する権利を留保し、居住が源泉に譲歩しつつも居住および源泉の双方による課税というアメリカのスタイルの解決策を採択した。さらに、国際商業会議所は、一九二一年に、所得税の累進的要素と非累進的要素とを区別し、前者が市民籍に基づいて徴収され、後者が所得の源泉地国に基づいて徴収されるべきである、と示唆した。筆者は、「このアプローチのもとで、課税管轄権は、問題の租税の性質に依存するであろう……、国際連盟の成果においてふたたび表れる考えである」と記述する(一〇六七頁)。また、一九二一年の解決策は、居住者、市民お

よび外国人の間での無差別を要求し、所得の源泉地国が外国人を差別する方法でその所得に対して課税してはならないという無差別の要件は、租税条約の基本原則となつてきている。

國際商業會議所の一九二一年解決策は、当事国の商業會議所の検討に委ねられた。合衆国の商業會議所の専門委員会(委員長 Adams)は、源泉に基づく課税を第一次的なものと考え、アメリカのスタイルの外国税額控除を提案した。その後、國際商業會議所は、一九二五年まで國際二重課税に反対する方向での指導性を發揮した。

その間に、國際連盟は、二重課税問題を検討するためにヨーロッパの七カ国の政府代表により構成する専門事項専門委員会(Committee of Technical Experts)を組織した。この委員会は、一九二五年に、源泉に基づく課税を支持するレポートを提出し、國際商業會議所もこれを是認した。そこで、國際連盟は指導的な立場を引き受けた。

第二に、「希望の光が國際連盟に推移する」として、筆者は、以下のように記述する(二〇七四頁—八九頁)。

一九二三年に、國際連盟は、四人のエコノミスト(合衆国の Edwin R.A. Seligman 教授、イギリスの Josiah Stamp、オランダの G.W.J. Bruins 教授、イタリアの Luigi Einaudi 教授)を指名し、それらによる二重課税に関するレポートを公表した。このレポートの主要な立案者は、Seligman であった。筆者は、そのレポートを、次のように要約する。

「次の三つの重要な原則——すべて特徴的に Seligman のもの——が一九二三年レポートを構成した。一)源泉または居住に対する特定のカテゴリーの所得の分類および割当は、所得の生産および享受に対して異なつた国が行う諸種の負担部分の衡量を目的とする客観的な審査、つまり『經濟的忠誠 (economic allegiance)』によつて決定されるべきである。二) 国境を越える既存の租税慣行は、居住の負担部分を過小評価して源泉に基づく課税の当然性および正当性において誤つた指針の信念を反映する傾向にあつた。三)全世界所得に対する累進課税は、

居住に基づく課税の特有の分野であるべきである。」(一〇七六頁)

このレポートは、全世界所得についての租税とその他の租税とを区別し、前者は、居住にのみ基づいて徴収され、後者は、居住に完全に好意的である経済的忠誠の原則に基づいて居住と源泉との間で区別され得る。筆者は、「実務的に最も重要なのは、このレポートが利子所得および配当所得に対する課税を居住地国に配分したことである」と記述する(一〇七七頁)。さらに、居住地国は、外国で納付された租税について税額控除を提示することを期待されなかった。筆者は、現代の学者がこのレポートを「知的な基礎であつてそれから現代の条約が発展したという、その基礎」と特徴づけてきているけれども、この理解を疑問視して、次のように記述する。

「しかしながら、一九二三年レポートの重要性は、その組織構造と利子および配当に対する源泉に基づく課税の拒否との双方の波及的影響が現代の租税条約において認識され得るけれども、過度に強調された。一九一九年および一九二一年の合衆国立法および国際商業会議所の成果は、疑いなく、それ以上に重要であつた。」(一〇七八頁)

そして、本稿の視点として冒頭に引用したように(本稿七頁)、筆者は、要するに、一九二三年レポートを租税条約の根源として特徴づけることがその沿革の大部分を理解し損なうことになり、一九二〇年代についての伝統的な解説が先行する合衆国租税立法、国際商業会議所の成果およびその後の国際連盟の専門事項専門委員会の果たした役割という従来の例を控え目に述べており、さらに、国際連盟の最初のモデル条約に先行して締結された租税条約について、そうした租税条約の多くが一九二三年レポートに先行するのであるが、その影響を見落としている、というのである。

ところで、前述の国際連盟の一九二五年レポートは、一九二三年レポートにおける全所得についての租税とその他の租税との区別を評価したが、その区別の結果を変更した。一九二三年レポートは、人的租税(Personal tax)を居

住に配分し、非人的租税 (impersonal tax) を源泉と居住とに配分したけれども、一九二五年レポートは、前者を居住に配分し、後者をもつぱら源泉に配分した。

Adams は、一九二五年レポートが一九二三年レポートからの有意義な前進を表すと考えた。筆者は、彼が一九二五年レポートについて考えたところを、次のように引用する。

一九二五年レポートは『所得税が二つの目的を果たすという事実を率直に認めることに基づく。すなわち、それは、元の国 (country of origin) および納税者の居住する国の双方の請求をみたさなければならぬ。つまり、所得は、それを有する地および納税者の居住する地で不可避的に課税されるであろう。これは、おそらく、元の国と居住地との有効な請求を完全に承認する最初である。』(一〇八一頁)

さらに、一九二五年レポートは、モデル二国間租税条約の起草の承認を要求した。そのレポートの本質的構造、居住による人的課税および源泉による非人的課税という構造は留められたが、最も重大な点は、本質的に異なる財政システムを備える国がこの二元制度を援用することができるように条約に組み込むという点であった。

一元的租税システムを備えた国に対して、人的と非人的との区別は、モデル租税条約において不安定性という問題を提起し、アメリカの観点から、実体的なリスクを生じた。すなわち、アメリカの租税システムのすべてまたは実質的にすべてが人的と分類される場合には、合衆国は、源泉課税権限を喪失するであろうし、非居住者たる外国人の合衆国所得は、合衆国租税債務から解放されることになる。筆者は、次のように記述する。

「国際的競争力は、合衆国がその外国税額控除をもって事業をすでに保護したから、合衆国にとって直接的な関心事であることは少なかった。しかしながら、非居住者の国内源泉所得に対する管轄権のかなりの喪失は、外国税額控除に対して財政的圧迫を及ぼしたであろう。さらに、合衆国の租税条約が、合衆国所得税は居住に基

づくものとする」と規定するときには、居住に基づく課税のかなりを効果的に放棄する外国税額控除の行政的な実効可能性 (political viability) は脅かされたであろう。」(一〇八四頁—八五頁)

Adams は、人的租税および非人的租税という事項がいまいであるとして主張して、その区別の代わりに、「元の国租税 (origin tax)」および「居住地国租税 (residence tax)」という類語反復的なカテゴリーで代替することを提案した。元の国租税は、源泉に基づいて非居住者に対して徴収されるものと定義され、居住地国租税は、全世界所得に基づいて居住者に対して徴収されるものと定義された。筆者は、次のように記述する。

「Adams のプランのもとでは、国は双方の方式の課税を許容される——それによって、合衆国が非居住者に対して普通税および所得特別付加税 (surtax) の双方を徴収する権限を保護される——であろうし、二重課税は、外国において納付された元の国租税に代わって居住地国租税に対する税額控除によって回避されるであろう。本質的に、Adams のプランは単純に、アメリカの国際租税システムをモデル条約に組み込んだのであろう。Adams のプランのソース・ルールでさえも実質的には、合衆国の既存の立法のそれと同様であった。」(一〇八五頁)

一九二八年のジュネーブ会議は、三つの条約案を採択した。第一は、混成された所得税を備えた二国間での援用のための条約案であり、第二は、一元システムを備えた二国間での援用のための条約案であり、第三は、類似していないシステムを備えた二国間での援用のための条約案であった。第二の条約案は、Adams とイギリスの代表が起草したものであり、人的と非人的という用語について規定しなかったが、その代わりに、居住に基づく課税の一般的な優先を明確に規定した。この条約案は、外国において納付された外国源泉租税について居住者に対して税額控除を認めることを求めた。これは Adams の主張を象徴する特徴であった。さらに、この条約案は、一定のクラスの所得、最も顕著なものとしては事業所得に対する源泉に基づく課税を許容した。

事業所得に対する課税管轄権の拡大について、委員会は、「恒久的施設 (permanent establishment)」という安全装置を採用した。企業の恒久的施設が所在する国のみがその企業の所得に対して源泉に基づく租税を正当に徴収することができた。ある国に本店を設置して他の国に支店を設置するというように条約の当事国の双方の領域内に企業の恒久的施設が所在する場合には、双方の当事国は、事前に合意された配分の方法を採用してその企業の所得に対して課税する権限を有したであろう。筆者は、次のように記述する。

「実際に、事業課税に対する『恒久的施設』という基準は、顕著に耐久力があると判明したが、依然として OECD モデル条約 (第七条) および合衆国モデル条約 (第五条) の双方の中心的な構成要素である。これとは対照的に、合衆国制定法のもとでは、外国人たる居住者は、恒久的施設を伴うかどうかに関わらず、合衆国の取引または事業と『実効的に関係のある (effectively connected)』所得に対する合衆国課税に服する。一九二一年法のもとで、非居住者たる外国人は、合衆国において販売を行うという理由のみで、合衆国租税債務を負うことになり得た。」  
(一〇八九頁)

国際連盟は、この時点で事業所得の配分を取り上げなかったけれども、恒久的施設の条項の関係で、独立当事者間の配分 (earn's-length allocation) の原則を導入した。この方法は、一九二一年にそのような方法を是認していた合衆国の顕著な例外はあるものの、当時まで認識されていなかった。

(五) 国際租税政策についての Adams の「当初の趣旨」からの教示

筆者は、「国際租税政策についての Adams の『当初の趣旨』からの教示」として、以下のように記述する (一〇九〇頁—一一〇八頁)。筆者は、最初に、次のように記述する。

「一般的に合衆国の国際租税政策の基礎をエコノミストによる一九二三年レポート——Seligman の成果——によるものとすることは、Seligman の重要性を誇張して、Adams の中心的役割を軽視した。さらに、それは、国際課税の一本化する理論を国際租税政策の最近の問題に対する回答の根源として開示または明確にすることを要求する今日の分析者に満足を与えてきており、若干の事例においては、ここで虚偽であると判明した源泉に基づく課税に優先して居住に基づく課税を合衆国政策が完全に連続して強調するという誤解された主張を引き起こしている。明らかに対照的に、T.S. Adams は、とくに事業課税において、居住地国の請求に優先して源泉地国の請求を第一事項と考えて、いかなる優秀な理論でも、つまり国際租税法を創造するに当たって『広範なドグマ的一般化 (broad dogmatic generalization)』と彼が呼んだ理論の潜在的な有益性をも明確に拒否した。」(二〇九〇頁)

筆者は、ここで、国際租税政策についての Adams の「当初の趣旨」からの教示に関して、第一に、理論対実務的英知、第二に、Adams による徴収可能性、安定性および簡素化に対する強調、第三に、源泉対居住、第四に、多数国間条約対二国間条約、という四つの項目を立てて検討する。

第一に、「理論対実務的英知」について、筆者は、以下のように記述する(二〇九〇頁—九七頁)。

Adams は、『完全な真実または正義のための努力としての理想主義を』主として『不法妨害』と考え、それが『実務的な出来事に差し挟まれる場合には、良いことを行うよりも悪いことを行う』と考えて、『二重課税は憲法上の制約によっても特定の租税の本質的な性質に依拠する管轄権の理論によっても合理的な制限の範囲内にはもたらされ得ない』ことを明確にする(二〇九〇頁—九一頁)。筆者は、「彼の業績は大多数の相互に関連のある威厳と直観(imperatives and instincts) とを含む微妙な衡量の行為を反映した」と評価し、つづいて、次のように記述する。



「Adamsは、公平な、つまり無差別な課税、アメリカの物品および資本のより多くの輸出、合衆国源泉所得に対する合衆国課税の保護、最大限に執行され得る（彼にとつて源泉に基づく課税を黙示した）租税、累進税率構造についてのなんらかの保護、非実効的な租税回避方策の排除、アメリカの外国税額控除メカニズムの維持および対外移植ならびに諸種のカテゴリの所得の源泉を決定するための國際的なルールの明確化および國際的な統一化を達成しようと努力した。Adamsの業績は、原則に基づいた理想主義、國家の自己の利益ならびに行政上および執行上の実務可能性の混成物であった。Adamsは、理論的一貫性の欠如を理由として、全世界的な富の最大化、資本輸出の中立性および資本輸入の中立性のような今日の議論に普及している種類の財政上の原則に注目していないことを理由として、かなり批判されることがある。」（二〇九一頁）

Adamsは、國際二重課税に対する取組みにおいて理論の有用性を明確に否定した。この点について、筆者は、彼の『所定の租税であるXが論理的にはB法域に帰属するが、A法域が——自己の利益がそのように示す場合には——管轄権の承認された理論によつてはA法域に割り当てられる租税Xのなんらかの微妙な修正を長期的に発生させるであろう、とA法域に証明せよ』という主張を引用する（二〇九二頁）。とくに、筆者は、Adamsが Seligmanの經濟的忠誠の理論を批判するところを、次のように引用する。

『我々が議論している租税の混乱を経た理論的指針として、実務界および学界の双方が当然に尊敬する經濟学の權威者は、「經濟的忠誠」の理論を支持した。私は、この理論を、その理論の創造者が一定の人または取引に対して課税するための都合の良い場所 (expedient place) に至つた多数の別個の判断、つまり事業習慣および世界諸國の發展段階とともに不幸にも変化する多様な考慮に基づく結論を対象とする一般化された標語にすぎないと認める、と残念ながらいわなければならない。この理論のもとでのほとんどの判断に、私はたまたま同意する。し

かし、それらの判断の正当化事由は実務的であるが「学問的」ではないから、「経済的忠誠」は別の国においては明らかに別である。その理論は、多数のその提唱者に居住地法域の権利に関する誇張された請求を是認するよう導く。こうした誇張された請求は、その提唱者が債権国の市民であるという事実の部分的に依存している。さらに、一部には、それは、累進課税に向けた民主的要請に対する無意識の合理化を反映する。富める者が貧しい者よりも高い税率の租税を納付すべきである、と人々は確信するようになる。そして、そこで、それは、累進的に課税する意思に適用ということが単に内在的論理であるというものをもつ課税または課税管轄権についての意欲的な理論を構築する。』(一〇九二頁—九三頁)

経済的忠誠に対する Adams と Seligman との間の論争は、租税法の創造における理論の適切な機能に関する二人の学者の間の一連の類似する見解のうち、唯一の見解の相違するところであつた。筆者は、Adams がすべての重要な課税管轄権の請求を拒否して理論を一般的に決定的なものではないと考えたところを、次のように引用する。

『所得または財産が課税されるべき適切な場所または法域に関して、課税の原則または基礎が一つではなく複数あり、それらは理論的には有効である。例証のために、所得税について、納税者が居住する国においても、納税者が市民である国においても、所得が実現もしくは受け取られる国においても、所得が有される——そして、その有されるといふプロセスが二カ国以上にわたって拡張することがしばしばある——国においても、なんらかの租税は適切に徴収されることがある。こうした場所または法域のすべてが別であることがあり、それらのすべてにおいて、理論的には、有効な租税が課され得るのである。』(一〇九三頁)

Adams は、居住のみ基づく課税が実務的でも執行上現実的でもないということを明確にした。さらに、事業所得課税についての彼の見解を、筆者は、次のように引用する。

『ここに、ある法人が存在し、その法人の所有者がA法域内において生活しており、その工場がB法域内に所在しており、その主たる事務所がC法域内に設置されており、その主たる販売部門がD法域内に所在している、とする。これらの法域の各々がなんらかの租税の徴収を請求して、長期的にそれに成功するであろうということを証明することは、議論の必要がない。もつとも、個人所得税は、これらの法域のうち二つの法域においてのみ通常は徴収されるであろうし、所得税の多数の提唱者は、個人たる所有者が居住するA法域に徴収権を付与するであろう。』(一〇九三頁—九四頁)

Adams は、國際海運利得 (international shipping profit) に対する課税の問題を一般的に困難をとまなう重要な事例を提示するものと考えた。筆者は、彼の示す例を、次のように引用する。

『国内所得税法のもとでの外国海運会社に対する課税は、…、とくに難解なものである。不定期貨物船が外国から入港しておそらく数日のみ停泊し、ニュー・ヨークで収益のある積荷を船積みして出港し、おそらく一八ヶ月以上もその港にはふたたび寄港しない。海運利得を特定の港に配分することは本質的に困難である。』(一〇九四頁)

こうした状況において、海運会社は多重課税という重大な問題に当面する。この場合に、「普及している慣習は船舶の登録国 (country of registry) においてのみ課税すること」である。これは、理論的には問題を提起するけれども、実務的には問題はない。筆者は、Adams の主張を、次のように引用する。

『この不正義 (二重課税) を防止するために、最も容易なコースは、世界の指導的な海運国が現在ではほとんど従う原則…を正式に採用することにあると思われるであろう。正確に正当で理論的なルールが発展されるべきであると主張することよりも一つの統一法準則の採用を確保することがより重要である。』(一〇九四頁—九五頁)

Adams は、国際商業会議所および国際連盟の双方に対して、慣習を法に移植して、諸国が海運会社に対して登録または会社の現業管理中心地 (real center of management) に基づいて課税することのみを提唱し、この配分のルールを航空運送業にも拡張するようにも奨励した。筆者は、『海運産業が享受する二重(所得)課税からの免除は、執行上の「最も容易な方法 (least resistance)」の線に沿って機能する国際商業会議所……の直接の成果である』という彼の観測を引用し、『執行上の最も容易な方法の線に沿って機能する』というのは彼の方法 (*modus operandi*) についての適切な表現である、と記述する(一〇九五頁)。Adams は、「課税における理想および理想主義」の重要性を明確にした。筆者は、二重課税を防止する条約に対する彼の期待について「驚くべき、かつ、樂觀的な現象は、その事項が実務的な理由でアプローチされるときには、啓発された自国の利益 (enlightened self-interest) が可能とする多数の合意である」と引用する(一〇九六頁)。彼にとつて、適切な租税法および租税条約にとつて重要な点は、「啓発された自国の利益」の原則、つまり理想と実務的執行とが合体するところを見つけたことであつた。国際海運利得の取扱いは、二重課税を軽減するという理想を促進するが、しかし、国家の自国の利益および執行上の強制と一致する中庸な改正となつた。

第二に、「Adams による徴収可能性、安定性および簡素化に対する強調」について、筆者は、以下のように記述する(一〇九七頁—一一〇二頁)。

Adams が理論に優先して実務を強調した点を与件とすると、彼の政策判断が租税の執行および徴収に対する関心によつて導き出されることは当然である。筆者は、次のように記述する。

「Adams の業績において徴収および執行が中心にあることを理解するために、Adams にとつて、租税回避が財務省への歳入の単純な減収を十分に超える関係を意味したことを理解することが重要である。Adams は、所得税

の正当性そのものが広範な節税および脱税 (avoidance and evasion) によつて脅かされる、と考えた。さらに、租税回避は、非生産的目的に対する資本の転用という結果になることがあり、そして、それは、国際市場における租税免除の保証の拡張に対する Adams の抵抗において明確であつた関心である。」(二〇九八頁)

Adams は、国際的な租税回避の可能性についてとくに顧慮した。筆者は、彼の主張を『ある法域内において生活を営むかまたは法人を設立し、もう一つの法域内において財産を所有するかまたは事業を継続して行うという現代の習慣は、かなり不当な二重課税を惹起してきているが、しかし、同時に、相当程度の租税回避をも惹起してきている』と引用する(一〇九九頁)。彼にとつては、脱税 (tax evasion) および二重課税の原因ならびにそれらに対する解決策は密接に関係があつた。筆者は、二重課税を防止する国際租税システムが脱税に対する誘因を教示するとともに節税 (tax avoidance) のための機会をも教示する、ある程度の国際的な協力および執行上の権限を意味するという双方であらう、と理解して、彼の結論を『二重課税を防止する措置は、適切に講じられる場合においてそのほとんどのときには、協力する財政当局に対する減収と相当程度に同じく増収となるという結果になるであらう』と引用する(一一〇〇頁)。

Adams は、国際租税の問題に対すると同様の関心を課税における簡素化に対しても抱いていた。彼は、配分それ自体を正当に得ることに對するよりも、源泉地国に對する所得の配分に関する簡素な、つまり執行し得るルールを發展させることに對して関心を抱いていた。筆者は、モデル租税条約の起草において明確にすべき第一次的な條件についての彼の議論を『重大な意義——簡素 (simplicity) というそれ——についてある最終的な條件がある。二国間条約の最も簡素なものでさえもそれを執行するに當たつては大きな行政的な困難がともなうであらう。あいまいにして複雑な條約の執行は、事実上は不可能であると判明するであらう。』と引用する(一一〇〇頁—一一〇一頁)。

徴収可能性、執行可能性および行政可能性によって、Adams は、特定のカテゴリの所得に対するソース・ルールの優先を明確にした。筆者は、Adams の主張を『二重課税の防止という目的のために租税の源泉を配分する合意において、租税はそれを実効的に執行かつ徴収することのできない法域に割り当てられるべきではない』と引用する(一一〇一頁)。この点について、筆者は、彼の見解を、次のように引用する。

『固定資産 (real estate) に関する租税をその所在地 (situs) の法域に配分するためのこの近似する合意の背後には経済的または法的な理論の非常に難解なものはおそらくない。たしかに、それは全所得、資産または相続に対する累進税率を妨げ、被告がそれを説明または正当化するために累進的な所得税および相続税について通常は提出する理論と抵触する。おそらく、その説明は慣習、行政的な実務可能性および二重課税を回避する意思において主として生ずる考慮の混成にある。』『かなり多数の一般化のために、英知は租税を執行することに成功し得る法域に租税を与えることにある。』(一一〇一頁)

それ以上に、Adams は、ソース・ルールにおける執行可能性を強調した。彼は、国が重大な財政的損失を被ることなく課税管轄権を放棄することができる限りでのみ、課税管轄権を放棄する、と確信した。この彼の確信を筆者は『長期的に、競合する管轄権がそれ自体に害であると確信される多重課税の措置および程度のみを排除すべきであろう』と引用する(一一〇二頁)。また、彼は、国が実効的にいずれの方法でも課税することのできない所得について管轄権を放棄する傾向にある、と確信した。この彼の確信を筆者は『二重課税を廃止または抑止する合意は、実務的に可能な多様な根拠に基づかなければならないのであり、その根拠のうちで、行政政府による成功の可能性が最も重要である』と引用する(一一〇二頁)。そして、筆者は、次のように記述する。

「Adams は、二重課税を軽減するという目的に掛かり合って、その手段を立案しているけれども、行政的な商品

性 (salability) および安定性に相当に留意した。Adams は、租税政策に関するその業績において行政サービスに関してエコノミストであった。彼は、この国の今日の国際租税法準則の特徴である途方もない複雑さに少なからず失望させられたのであろう。」(一一〇二頁)

第三に、「源泉対居住」について、筆者は、以下のように記述する(一一〇二頁—一一〇五頁)。

エコノミストによる国際租税政策に関する標準的分析によれば、資本輸出の措置として資本輸出の中立性の政策をともなう世界の経済的有効性という目標が強調される。その結果、これは、全世界所得に対する居住に基づく課税の要請を導く。しかし、その分析にもかかわらず、筆者は、次のように記述する。

「こうした所得に対する二重課税の可能性を排除するために利用され得る唯一の一方的措置は居住地国がこうした所得を免除するかまたは外国税額控除を許容するかのいずれか一方によって源泉地国に譲ることである、という Adams の見解は、当初に有効であったと同様に今世紀末でも有効である。」(一一〇三頁)

政策論争は、合衆国の外国税額控除システムを国外源泉所得免除システムで代替すべきとの提案を生み出している。ここでも、これらのシステムのいずれかを選択する理由について、筆者は、Adams の見解が有益であると理解して、次のように記述する。

「一般に、外国税額控除のメカニズムを優先する Adams の理由——とくに源泉地国による課税における『徹底的にレース』に抵抗するに当たって彼が果たした役割についての彼の評価——は、それらの説得力をいずれも失っていない。実際に、合衆国の所得税を消費税(consumption tax)という形で完全に代替するという最近の要請は、そうしたレースにおける主要な発展として潜在的にみられ得る。こうした変化は、資本から生ずる所得に対する世界の主要なタックス・ヘイブンを合衆国を移行させるであろう。アメリカの投資家および事業者の『国際競争

力』を改善することは、こうした変更の提案者の結集する要請である。」(一一〇三頁)

他方、外国税額控除に関する既存の法は、別種の所得を超えて外国租税を平準化することを防止して合衆国源泉所得に基づく合衆国租税の基礎を保護するために主として発展してきたのであり、その法の複雑さのために、納税者がこれに従い、内国歳入当局がこれを執行するには極端にコストがかかる。

事業課税に対してその免除の要因を導入するという利点の可能性は、今日の合衆国において再検討に値する。Adams は主たる関心事項を特定した。まず、彼は、外国人たる取引者に対する免除について、所得免除システムを積極的事业所得に限定しようとした。彼は、そのような救済を当時でさえもかなり移動可能かつ処理可能であると認識していた消極的投資所得にまでも拡張することを拒否した。つぎに、彼は、所得免除が合衆国の課す租税に相応する外国課税に従う国外源泉所得に限定されるべきである、と認識した。そうした相応可能性についての審査は、国外所得免除システムを有する国が現在では援用する。さらに、彼は、明確にして明示かつ統一可能なソース・ルールを強調するが、これは、合衆国が国外源泉事業所得を免除し得る場合には、より決定的であろう。筆者は、「要するに、Adams の洞察は、外国税額控除に代替して限定されたカテゴリーの国外源泉所得の免除を援用するに当たって提起される争点についての我々の独自の分析において重要である」(一一〇四頁)と記述する。

国際租税政策の狭い争点に関しても、Adams がどのようにアプローチしてきたかを問題とすることは啓発されることがある。一九八九年に、債務の弁済についての利子に対する控除を制限する規定が内国歳入法典に追加された。この規定の立法者意思は、外国人所有事業が配当を支払うよりも控除の対象となり得る利子を支払うことによつて合衆国源泉所得に対する合衆国租税の納付を回避する能力を制限することにあつた。こうした制限は、合衆国からこうした所得に対するタックス・ヘイブンへ所得を移転する租税回避取引を攻撃し、合衆国の税率と同率またはそれ以上



の税率を定める国への支払いに係る利子控除を否定するという理由で批判される。筆者は、次のように記述する。

「しかしながら、T.S. Adams によれば、合衆国源泉所得に対する合衆国租税の徴収を合衆国の国際租税政策の主たる目標と理解する場合には、その規定は、適切にして重要であり、外国における税率は関連がないことになり、合衆国に対する主要な問題は、その規定が適切にして広範かつ有効であるかどうかということになる。さらに、Adams は、生じ得るいかなる二重課税もその負担を軽減することが居住地国の責務であるということを示明らかにしたのである。」（二一〇五頁）

第四に、「多数国間条約対二国間条約」について、筆者は、以下のように記述する（二一〇五頁―二一〇八頁）。

Adams は、租税条約に対しては二国間のアプローチよりも多数国間のそれが好ましいと当初から認めていた。彼は、国際課税の問題に対して、二国間租税条約のもとの課税の複雑さ、執行可能性および処理可能性に絶望して、多数国間租税条約による解決を強調した。彼は、国際連盟のアプローチが他国の国民に適用され得る抵触する解決策との混迷状態という結果になるであろう、と理解し、しかも、それは高度に複雑である、と主張した。しかし、国際連盟の一九二八年の会期中に Adams の主張に対していかなる措置も講じられなかった。筆者は、次のように記述する。

「多数国間協力の必要性は、あるとすれば、Adams の時代から増大したが、そうした措置の可能性は、今日でもより明確ではないと思われる。逆説的に、一九二八年の国際連盟のモデルから始まって最新の一九九二年のOECDのモデルまでに顕著に安定してきた二国間条約のネットワークの多大な成功は、それ自体で多数国間の措置を抑制するように機能する。国際連盟のモデルの構築に沿って、二国間で取り扱うという習慣および柔軟性は、たとえば、国際貿易の分野における関税及び貿易に関する一般協定（GATT）を通じて生ずるような種

類の多数国間交渉の慣行に向けて移行することを租税の分野においては極端に困難にする。」(一一〇七頁)  
 筆者は、Richard Vann 教授の一九九一年の論文から、次のように引用する。

「OECD モデルの現実の用語を改正し、新しく生ずる事案を適用対象とするように注釈を精緻化することは可能であるけれども、最新の二国間の枠組みの範囲内において急速な改訂のためにその時期が経過してきた。ある意味で、もう一つの方向に進む機会は、一九六三年の草案が公表されるまでに喪失した。第二次世界大戦後に（取引法および国際通貨システムと比較して）国際租税に対する新規ないかなるアプローチをも採用しなかったということは、実際には、第一次世界大戦後に採用された解決策が履行されないまま存続しているということを意味した。換言すれば、OECD モデルは、新しい出発よりもむしろ五〇年に及ぶ進展の蓄積である。」(一一〇七頁)

結論 筆者は、「結論」として、以下のように記述する(一一〇八頁—一一〇九頁)。

一九二〇年代に構築された国際課税に関する構造は、顕著に安定してきたけれども、現代の理論は、そのシステムとその代替システムとを説明してそれらを評価するために提示されてきている。最近の理論は、資本輸出の中立性、資本輸入の中立性および国家の中立性である。現在まで、資本輸出の中立性および資本輸入の中立性の双方を同時に実施することが単純には可能ではないということは、租税政策の学説において認識されてきている。筆者は、この点が妥当であると示す方法を、次の単純な三つの原則の間での調整し得ない抵触という観点にあるとして、次のようにその原則を記述する。

「第一原則 人は、自己の所得の源泉の所在する国に関わらず、その所得に対する平等の租税を納付すべきである。とくに、合衆国の納税者は、その者の所得の源泉に関わらず、平等の待遇を受けるべきである。」

第二原則 合衆国における投資はすべて、投資を行う者が合衆国人であるか外国人であるかを問わず、同一の負担に当面すべきである。換言すれば、合衆国人および外国人の支配する投資ならびに事業は、平等の待遇を受けるべきである。

第三原則 主権国は、独自の税率を自由に設定し、かつ、その税率をその国内の経済的状況の要請に応じて自由に変更することができるべきである。」（一一〇八頁）

第一原則および第二原則は、資本所得がすべての国において同一の税率で課税されるときにのみ、適用され得る。これは、同一の税率、同一の租税の基礎および源泉に基づく課税と居住に基づく課税との間の同一の選択を含む、同一の租税システムを要求する。筆者は「それは、これまで決して生じてきていないのであり、将来も決して生じないであろう。仮に生ずるとしても、第三原則に反することなく、そうしたシステムを保持する方法はないであろう」と予測し、「相互主義に基づく便益 (reciprocal benefits) を与える二国間条約は、第一原則および第二原則の双方を同時に充たす可能性を無にするであろう」と主張する（一一〇九頁）。これは、こうした原則の間の妥協を不可避としており、筆者は「そのような妥協によると、国際取引の準拠する租税法は、合衆国の会社がいずれの地で競争しているか、誰に対して競争しているかに依存するその合衆国の会社による競争上の不利益という日常的不満を受けようになつてきている」から「その結果、実務的および行政的な観点で、現代の理論は、その理論が置き換えてきている『経済的忠誠』のような古い時代の理論に比べてほとんど有益ではないと判明してきた」と主張する（一一〇九頁）。

そして、筆者は、次のように記述して、この論文を締めくくっている。

「同時に、我々は、理論および認識における改善を待っていると、T.S. Adams が国際租税法準則のために確立した基本原則と優先性に従うよりも、ずっと悪化したことを行うことになり得るであろう。我々は、彼の政策勸

告、つづいて合衆国の租税政策を最も明確にしたのは、経済理論ではなく、第一に、二重課税および無課税の双方の本質的不公平さに対する関心であり、第二に、事業所得の所在する国がその所得の享受を有する権限もあり、そのような享受を請求するであろうという見解に基づく事業所得の源泉に基づく課税の優先であったということである、と記憶にとどめておくべきである。それに加えて、T.S. Adams のアプローチは、諸国の啓発された自国本位性、国際税法準則の安定性、行政可能性および執行可能性ならびに外国人に対する無差別を強調した。最後に、Adams が合衆国に対して安定かつ一般的に成功した国際所得租税制度の構築に助力するに当たって果たした役割および国際連盟の租税条約の成果に対する彼の影響を与件とすると、我々は、租税法創造という『難解なゲーム (hard game)』において、『経済学、理性および正義を完全に信頼する』者は誰でも『その最後には叩きのめされて迷いを覚まされて退くであろう』という Adams の一般的な忠告をおそらくは控え目に受け取るべきであろう。』(一一〇九頁)

#### 四 結びに代えて

この論文は、合衆国における国際所得課税システムの「当初の趣旨」を記述することによって「直接に歴史的記録を提示する」ことを目的としていた。この目的のために、この論文において筆者は、国際租税政策についての Adams の当初の趣旨から教示を得ようとした。その教示は、次のように簡潔に要約できよう。

筆者は、一般的に合衆国の国際租税政策の基礎を国際連盟へのエコノミストによる一九二三年レポートによるものとするのが Seligman の重要性を誇張して Adams の中心的役割を軽視する、という。また、筆者は、源泉に基づく課税よりも居住に基づく課税を強調することは合衆国の国際租税政策に対する誤解である、ともいう。そして、

Adams の当初の趣旨からの教示は、次の四点に集約される。

第一に、理論と実践について、Seigman が「経済的忠誠」の理論を支持したのに対して、Adams は、この理論を国によつて異なるものと批判して、「啓発された自己の利益」の原則に基づく行政的な実務可能性を重視した。第二に、徴収可能性、安定性および簡素化について、Adams が、実務可能性を与件として、租税の執行可能性および徴収可能性を探究することは十分に理解される。國際二重課税を防止する國際租税システムは、納税者にとつては脱税や節税といった租税回避を誘因し、また、租税当局にとつては歳入の減収にも増収にもなる。彼は、ソース・ルールによる執行可能性を強調した。さらに、彼は、源泉地国に対する所得の配分に関する簡素な、つまり執行し得るルールを追究した。第三に、源泉と居住について、Adams は、國際二重課税の回避のためには、居住地国が国外所得免除または外國税額控除のいずれか一方によつて源泉地国に譲ることである、と主張した。第四に、多数國間条約と二國間条約について、Adams は、二國間条約のもとの課税の複雑さ、執行可能性の低さを理由に、多数國間条約を指向した。これに対して、筆者は、源泉地国を優先するこの見解が現在でも有効である、という。さらに、筆者は、二國間条約のネットワークがそれ自体で多数國間の措置を抑制するように機能する、と考えている。

そして、筆者は、結論として、居住地国での租税平等負担・待遇、合衆国内投資に対する租税平等負担・待遇、國家の税率設定・変更の自由という三つの原則を提案する。前二者は、所得に対して関連國間で同率で課税されることのみ適用され得るのであり、同一の租税システムを要求するから、後者に反することなく、そうしたシステムを保持する方法はないであろう、と筆者はいう。また、相互主義に基づく二國間租税条約は、前二者を同時に充たす可能性を無にするであろう、とも筆者はいう。

それでは、課税の分野における「予言者」と筆者がいう Adams がこの論文に接したら、とくに筆者の結論に対し

て、どのような感想を抱くであろうか。

国際課税システムにおいて、個人所得は、積極的所得であると消極的所得であるとを問わず、その源泉がいずれの国にあつても、居住地国がこれに対して課税すると考えるか。また、法人所得は、積極的所得に対しては源泉地国課税とし、消極的所得に対しては居住地国課税とするというように所得の性質によって異なる課税システムを考えるか。そこでは、実務的に執行可能な課税システム、つまり、簡素化された課税システムを指向するという視点をも十分に考慮に入れる必要がある。

最後に、この論文は、合衆国における国際課税の当初の趣旨に関する一つの解釈であるとしても、現在の日本における国際課税の複雑さ、徴収可能性や執行可能性といった実務可能性という点に対する一つの理念的な反省材料になるものと思われる。この研究を契機として今後、具体的に、実務可能性を担保する国際租税法の簡素化に向けた立法論および解釈論の展開を課題としたい。

【注】

- (1) 金子 宏『租税法 第六版補正版』二九九頁—三〇〇頁(一九九八年)。
- (2) 岡村忠生「国際課税」岩波講座「現代の法 8 政府と企業」二八七頁、二九四頁(一九九七年)。
- (3) SYMON C. SYMONIDES, WENDY C. PERDUE & ARTHUR T. VON MEHREN, CONFLICT OF LAWS: AMERICAN, COMPARATIVE, INTERNATIONAL, CASES AND MATERIALS 894 *et seq.* (1998).
- (4) 日本において、そもそも国際租税法の概念について、木村弘之亮「国際租税法の概念」法學研究(慶應義塾大学)六九卷三号一頁(一九九六年)に対して、山内惟介「国際租税法」という概念の理解の仕方について——木村教授の研究に接して——」法学新報一〇三卷一一・一二号一三七頁(一九九七年)の詳細な研究がある。

- 日本における国際租税法については、特集「国際課税の動向」ジュリスト一〇七五号（一九九五年）、租税法学会『国際租税法の最近の動向』租税法研究二一〇号（一九九三年）および租税法学会『国際租税法の諸問題』租税法研究一〇号（一九八二年）等を参照。単行書として、小松芳明『国際租税法講義（増補版）』（税務経理協会 一九九八年）、宮武敏夫『国際租税法』（有斐閣 一九九三年）等を参照。研究書として、中里 実『国際取引と課税——課税権の配分と国際的租税回避——』（有斐閣 一九九四年）、水野忠恒（編著）『国際課税の理論と課題』（税務経理協会 一九九五年）等を参照。
- また、アメリカにおける代表的な論文には、Kingson, *The coherence of International Taxation*, 81 COLUM L REV. 1151(1981); Ault, *Corporate Integration, Tax. Treaties and the Division of the International Tax Base: Principles and Practices*, 47 TAX L. REV. 565(1992); Green, *The Future of Source-Based Taxation of the Income of Multinational Enterprise*, 79 CORNELL L. REV. 18(1993); Roin, *Rethinking Tax Treaties in a Strategic World with Disparate Tax Systems*, 81 VA. L. REV. 1753(1995); Avi-Yonah, *The Structure of International Taxation: A Proposal for Simplification*, 74 TEX. L. REV. 1301(1996) 等を参照。なお、Avi-Yonah 論文のついでに、岡村忠生「前掲注(二) 論稿」三二八頁のちびら検討されようを述べたが、視点を交えた別稿を予定している。
- (5) JAMES J. FREELAND, STEPHEN A. LIND & RICHARD B. STEPHENS, *FUNDAMENTALS OF FEDERAL INCOME TAXATION* 36-37 (10th ed. 1998).
- (6) 1 JOSEPH ISENBERG, *INTERNATIONAL TAXATION: U.S. TAXATION OF FOREIGN TAXPAYERS AND FOREIGN INCOME* 3-4(1990).
- (7) RICHARD L. DOERNBERG, *INTERNATIONAL TAXATION IN A NUTSHELL* 2(3rd ed. 1997).
- (8) *Id.*, at 3.
- (9) SAMUEL C. THOMPSON, JR., *U.S. TAXATION OF INTERNATIONAL TRANSACTIONS* 2 *et seq.* (1995).
- (10) *Id.*, at 3.
- (11) DOERNBERG, *supra* note 7 at 3 *et seq.*; THOMPSON, JR. *supra* note 9 at 25 *et seq.*
- (12) ISENBERG, *supra* note 6 at 3-4.

〔付記〕この研究は、平成一〇年度～平成一二年度科学研究費補助金(基盤研究(C))「世紀転換期における国際取引法の展望」と課題」(代表者、木柵照一)の成果の一部である。

(ひろえ けんし・本学法学部教授)